

# 産業建設常任委員会記録

平成26年2月26日

【開催日】 平成26年2月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時7分

(休憩 午前11時3分から午前11時15分)

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
傍聴議員	中村博行		

【執行部出席者】

産業建設部長	服部正美	土木課長	森一哉
土木課課長補佐	河田誠	下水道課長	谷岡信昭
下水道課課長補佐	森弘健二	下水道課主査	山崎誠司
下水道課管理収納係長	梅田智幸	水道事業管理者	岩佐謙三
水道局次長兼工務課長	大田知忠	水道局総務課長	原田健治
水道局総務課主査兼財政係長	岡秀昭	水道局業務課長	戸倉誠一
水道局工務課技監	坂康登	水道局浄水課長	田中雄三
水道局浄水課主幹	西山洋治		

【事務局出席者】

局 長	古 川 博 三	庶務調査係主任	角 紀 子
-----	---------	---------	-------

【審査事項】

- 1 議案第9号 平成25年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）  
について（水道局）
- 2 議案第10号 平成25年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算  
（第1回）について（水道局）
- 3 議案第5号 平成25年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第  
4回）について（下水道課）
- 4 議案第6号 平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予  
算（第2回）について（下水道課）
- 5 議案第14号 市道路線の変更について（土木課）
- 6 議案第13号 市道路線の認定について（土木課）
- 7 陳情書 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書

---

午前10時00分開会

---

松尾数則委員長 おはようございます。全員そろいましたので、ただいまから産業建設常任委員会を開催したいと思います。本日の出席は6名。定数に達しておりますので本委員会は成立しております。なお、傍聴人が一般2名です。原則どおり公開することといたします。2月21日の本会議におきまして、議長から当委員会に付託されました議案6件について、お手元にあります日程表のとおり審査いたしたいと思っておりますので、議事

運営に御協力をお願いいたします。

(傍聴者入場)

松尾数則委員長 執行部のほうから当委員会にパソコン使用の申し入れがありましたので、これを許可します。よろしく申し上げます。いつも申し上げるんですが、傍聴人の方にはお願いがありますが、資料は貸与でございますので、委員会終了後に回収をさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、日程どおりに審査内容の1番、議案第9号平成25年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について、審査をいたします。それでは、まず執行部から説明をお願いいたします。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 おはようございます。それでは、議案第9号平成25年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）の概要について御説明いたします。補正予算書では2ページ以降となります。私が概要を説明いたします。特にきょうは補足説明資料をつけてございます。私はその中で2ページの上段の2項のところだけを概要説明という形でしていきます。その後原田水道総務課長のほうから資料と補正予算書の両方で行ったり来たりしますので、ゆっくりと説明させていただきます。それから皆さんが御用意できたらそのときに説明するという手法を取らせていただきます。今回の補正は、収益及び建設改良費、職員給与等の諸経費について、決算を見込んでの調整であります。収益的収支の収入であります。給水収益につきましては、当初から上方修正しております。下水道工事に伴う受託工事収入が大幅減額、他会計からの繰入金、負担金が増加しており収入合計で約130万円の増額補正です。支出につきましては、職員給与費、受託工事費、減価償却費、支払利息等の減額により、合計で2,200万円余りの減額補正となっております。結果税処理後の当年度純利益といたしまして、3,800万円余りを見込んでおります。次に資本的収支についてでございますが、支出については、前年度

繰越事業に係る起債前借を一旦全額償還して、長期債に借りかえましたので、企業債償還が大幅増額しております。建設改良費は入札減に加え、下水関連の移設工事等が中止となったため、大きく減少いたしております。それに伴いまして、工事負担金、企業債収入も大幅に減額しております。結果といたしまして生じた差し引き不足額につきましては、損益勘定留保資金に加え減債積立金の一部取り崩しで補填する予定としております。ほか詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

原田水道局総務課長 おはようございます。それでは補正予算につきまして、補正予算書に沿って御説明いたしますが、先ほど管理者が言いましたとおり補足説明資料としてお配りしていますB4の資料も並べて御参照申し上げます。なお、資料の備考欄数値は当初予算からの増減額を記載しております。また、B4資料のほうですが、事前に修正箇所がございますので、先に訂正をさせていただきます。まず、B4資料の1ページのところで収益的支出の上水道の受託工事費という欄がございますが、このところの備考欄に下水道のところマイナス1万223と数字で書いてあります。その隣に県営前場川235という数字がございますが、このところの県営前場川というのを県営厚狭川に修正をお願いいたします。次に2ページ目でございます。2ページの4項、資本的収入及び支出のところでございますが、この中の資本的支出の中の浄水場施設整備の備考欄で高天原耐震補強のところにあります入札減というところ、これとその下欄にあります第一・第二送水管設計変更の設計変更、続きましてその下の4行目までそれぞれ設計変更という単語がありますが、この入札減と設計変更という単語につきましては、発注時における設計、積算の見直し等によるものという形に変更させていただきます。訂正は以上の2点でございます。それでは、説明させていただきます。まず、補正予算書1ページをごらんください。よろしいでしょうか。第2条の業務の予定量ですが、有収水量につきましては、今年度中途までの実績値から当初予算を上方修正しております。主要な建設改良事業につきまして

は後ほど資本的収支のほうで御説明させていただきます。有収水量につきましては、年間13万9,120立方メートル上方修正という形でございます。続きまして、772万2,120立方メートルとなります。続きまして第3条の収益的収支でございます。1ページの下段から次のページになりますが、収入合計につきましては133万3,000円増の14億5,205万9,000円、支出合計につきましては2,271万2,000円減額しまして14億75万1,000円としております。これら収益的収支の内訳につきましては、B4資料では1ページ1項に記載しております。収入のうち給水収益でございますが、上水、簡易水道とも決算見込みを上方修正し、上水につきましては前年度決算値の96.9%程度の収益を見込んでおります。また、受託工事収益の減は、主として下水道工事関連の給水管移設工事の中止によるものでございます。また、他会計負担金、その他営業収益は増加しております。続きまして支出のほうでございますが、人件費は給料、手当、法定福利費、退職給与全て減額しております。減額理由につきましては、給与カットの増率と職員人事異動等によるものです。詳細は補正予算書10ページ以降の給与明細書に記載しておりますので、お読み取りください。受託工事費は収入で説明したとおりです。支払利息は、前年度借入額と利率の減少によるものです。消費税は税額控除対象となる費用の減少により増額としております。その他につきましては、お読み取りをお願いいたします。以上によりまして、税処理後の損益につきましては補正予算書12ページ以降の損益計算書のとおりでございます。14ページのとおり、下から3行目のところでございますが、当年度純利益は3,800万2,000円となりまして、同額が当年度未処分利益剰余金となります。資料2ページの2項ですが、先ほど管理者のほうからの説明がございましたが、当初予算と比較して3,329万8,000円増加しております。損益の当初との比較を記載しておりますので、お読み取りください。続きまして補正予算書に戻りますが、2ページ第4条の資本的収支でございます。収入合計は3,778万8,000円減の3億8,209万6,000円としております。支出合計は6,352万8,000円増の8

億130万9,000円とし、差し引き不足額4億1,921万3,000円が発生しますが、その補填財源は、損益勘定留保資金だけでは不足しますので、減債積立金を4,879万6,000円取り崩して充当することとしております。各費目の内訳につきましては、B4資料2ページ4項の表になります。まず、4項の表の中の下段、資本的支出の部から説明させていただきます。償還金を除いた建設改良費につきましては、工事の一部不執行、工事内容変更、入札減等により合計9,058万9,000円減額しております。主なものにつきましては、高天原浄水場耐震補強及び第一並びに第二送水管改良が、先ほど表のほうを訂正させていただきましたとおり発注時における設計、積算の見直し等による減額、石綿管更新を含む改良工事2本と下水道工事関連の移設工事7本の不執行によるものでございます。また、事務費のうち委託料は入札減等により、2,200万円程度減少しております。償還金は企業債の平成24年度債を長期債に借りかえましたので、起債前借を一旦全額償還したものを含むものでございます。以上に伴う財源の収入につきましては、同じ4項の表の上段資本的収入の欄に記載しております。企業債につきましては、通常分は1億8,230万円減額でございますが、前年度繰り越し事業分の長期債借りかえとして1億5,740万円増額しております。以上の予算執行による結果につきましては、補正予算書15ページ以降の貸借対照表に記載しております。固定資産の部には、資本的支出の建設改良費と収益的支出の減価償却費を反映しております。次に補正予算書を1枚めくっていただきまして、17ページをごらんください。一番上の3項固定負債のところですが、3の固定負債には各種引当金の残高を記載しております。来年度からの新会計制度では、退職給与引当金の満額計上が原則義務化されておりますが、今年度末所要額約4億9,000万円に対してはちょうど1億円不足しております。新年度予算案で御説明させていただくことになると思いますが、経過措置を適用いたしまして、平成26、27年度に特別損失で計上する予定としております。次に下の18ページの5項、資本金の(2)借入資本金をごらんください。企業債は、前年度決算38億680万2,000円

から当年度借入、償還を加減しまして、37億3,264万5,000円となります。なお、新年度からは企業債は負債に計上されることとなります。19ページの(2)利益剰余金には各種積立金の残高を記載しております。なお、各引当金、積立金の変動につきましては、B4資料2ページ3項をごらんください。引当金では退職給与引当金を、4,514万1,000円積み増します。積立金では、減債積立金の増加分4,466万8,000円は、前年度決算議会での利益処分議決によるものでございます。このほか資本的収支不足への補填財源として6,330万2,000円を取り崩す予定でございます。なお、減債積立は企業債残高の約37億円にはほど遠い状況となっております。補正予算書に戻りまして、3ページをごらんください。次に第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のところでございます。流用禁止経費、他会計補助金の金額の変更を載せております。以上、簡単ではございますが、上水道の補正予算の説明とさせていただきます。

松尾数則委員長 執行部の説明はそれで終わり。確かに右に行ったり左に行ったりしてなかなかわかりにくいですね。

岩佐水道事業管理者 今は新会計制度の導入の過渡期なので、わかりやすくするために、別表をつくりました。今年度予算のほうは横開きではなくて縦開きにしております。きょう持ってきていらっしゃいますか。それで一遍に右左を見たらわかるようになっておりまして、こんなに行ったり来たりしなくていいんですが、私も付表を張るのにに行ったり来たりしながら勉強したんです。ゆっくり説明させましたけれども、わからないことがございましたら、再度じっくり聞いてください。

松尾数則委員長 それでは、質疑のほうに入りたいと思います。質疑のある方はどなたかいらっしゃいませんか。はい中島委員。

中島好人委員 補正予算書の1ページ、有収水量が補正で13万9,120立



方メートルふえていますけれども、これがふえた理由とこれがふえたことによる事業収益が上がったというふうに理解してよろしいでしょうか。その辺はどうですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 財政係長の岡と申します。有収水量がふえたことに伴いまして給水収益は上がっております。補正でこのような上方修正することは珍しいんですけれども、どうしても今時期に3月議会で補正予算と新年度予算を組みますので、収入については厳しめに組みます。前年度の3月補正をベースに新年度予算を組みますので、厳しめに組まれた3月補正予算からさらに何%か割り引いて有収水量を組みますので、どうしても当初予算は少なめの数値が上がってきます。それで今時点では半年以上の実績値がございますので、それから推計値が出せますので、実績になるべく近寄った形の上方修正という補正にしております。

岩佐水道事業管理者 前回でも説明させていただいたんですが、企業会計は当初予算を低めに見ないとバランスが崩れるんです。全体予算につきまして組むときに予算の段階で低めに組む。だから、こういうふうに組んで補正を基に新年度予算を組むというような流れでございます。御理解ください。

中島好人委員 社会的な状況ではなくて、要するに計算上の有収水量の引き上げということで理解してよろしいですね。

岩佐水道事業管理者 社会的状況が激変すれば別です。一般的な組み方として予算のときに組んでおる。経済性を考え、お金が足りなくなつてはということでは困りますので、収支バランスの意識を持って予算を組んでいるということを理解してください。

中島好人委員 その辺の割合というか、パーセントはどのくらいになるんです

か。

岡水道局総務課主査兼財政係長 今回の補正予算が前年度平成24年度の決算値の96.9%。これが給水収益ベースです。水量ベースで言いますと前年度決算ベースで98%程度になろうかと思えます。

杉本保喜委員 こちらのB4資料の2ページ、4項資本的支出のところ中止事項がありますよね。これは今後復活するののかということですが、もし復活するのであれば、次の予算にかかってくるののかということですか。いかがでしょうか。

松尾数則委員長 はい大田次長。

大田水道局次長兼工務課長 大田です。中止事項というのはここに書かれている下水関連工事のことですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）これについては下水のほうからの要請ですから。

杉本保喜委員 ごめんなさい。上水道建設改良費というところの項目です。

大田水道局次長兼工務課長 はいわかりました。寝太郎町千町5線中止とあるのは県からの依頼の工事で県からの要請に基づいて本年度は実施できないということです。したがって時期をずらして実施するようになると思えます。

松尾数則委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい長谷川委員。

長谷川知司委員 予算書の1ページに書いてある有収水量という有量はあるんですが、無収水量というのはどれくらいと考えておられますか。

原田水道局総務課長 有収水量についての説明ということでよろしいでしょう

か。（「はい」と呼ぶ者あり）有収水量というのは水道メーターを通して計量をされた水量ということでございまして、実際その水道料金使用につながる水量でございます。別に配水水量もございしますが、これは配水地から流れた水量です。これと、有収水量というのは区別して表記する場合がございます。無収水量の説明ですが、無収水量というのは先ほど話しました配水水量と有収水量の差になるところに含まれます。どういったものになりますかと言いますと、例えば各家庭に水が届くまでに水道局の配水管から漏水した水量。それから何らかのそういった工事の関係で捨てざるを得なくなった水量。そういったものが無収水量ということになります。

松尾数則委員長 よろしいでしょうか。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 はい。その量と有収水量に占める割合、パーセントですね。無収水量がどれくらいあるのかというのを教えていただきたいです。

岡水道局総務課主査兼財政係長 実績が出ております前年度決算値で御説明させていただきます。割合で申し上げますので、まず配水量から有効水量、無効水量というので大まかに2つに分けます。有効水量が実績値で94.3%。無効水量が5.7%。最初に申し上げた94.3%の有効水量のうち有収水量が86.65%。その残り無収水量7.65%のうちメーターが感知できない不感水量が7.2%。局の事業用水量としたしまして、改良工事をするとき等に漏れる水等々がございまして、それが0.3%程度となります。その他消防等で消火用の水量等々がございまして、それが0.05%。という形で合計しますと7.65%ということになります。漏水につきましては先ほど申し上げました有効水量とは別の無効水量5.7%のうちに占めております。以上でございます。

長谷川知司委員 あわせて1割くらいが収入になっていないと考え方でいい

ですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 無収水量7.65%と無効水量5.7%の合算で13%程度になろうかと思えます。

長谷川知司委員 この割合がどうなのかというのが一番の問題だと思います。よその局とかと比べてこの割合はどうですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 他市の状況ですけれども、先ほど御説明しましたような詳しい数字は出ておりません。配水量に対する有収水量の率というのは統計値で出ておりますのでそちらのほうを読み上げさせていただきます。県内13市の平均が87.8%です。平成24年度決算値です。まず、近隣を申し上げますと、下関市が88.9%、宇部市が91.5%、美祢市が78.8%、長門市が81.9%、大体事業規模が似ております光市が89.6%といった形になっております。全市を読み上げたほうがよろしいでしょうか。（「いいえ、いいです」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員 今の説明で言えば平均的だと、あるいはそれよりいいという解釈でおるんですが、このことは1割の収入にならないものというのはやむを得ないという考え方でいいんですか。それとも今後改善される余地があるのかどうなのか。それを教えてください。

原田水道局総務課長 有収率につきましては、総合計画の中でも目標値を上げておりますが、目標としては90%を目指して改善していきたいと考えております。ただ、これにつきましては市として地中の漏水でどこで漏れているのかわからない部分が主な原因になると思いますので、これの調査等が必要になります。それから、それが見つかった場合、もしくは明らかにそういう部分があると思われるところについては管路を新しい管に更新するということが必要になります。この有収

率につきましては管路の老朽化に関係して管路が老朽化するとだんだん下がってくるということが考えられますので、今後総合計画にのっとりまして計画的に管路の更新をやっていくことによりまして改良していきたいと考えております。

松尾数則委員長 セメント管の改修とかと関係ありますか。改修すればよくなりますか。はい原田課長。

原田水道局総務課長 石綿セメント管につきましても、これの改修によりまして改善できると考えております。

杉本保喜委員 お尋ねします。消防についてですが、消防は一応無水のほうに入るということですが、マンションの中に送水管の蛇口をつけていますよね。あれも無水のほうに入ると考えていいですか。

原田水道局総務課長 今おっしゃられたのはマンションの施設の消火栓ということでしょうか。

杉本保喜委員 そうです。

原田水道局総務課長 清掃消火栓につきましても消防活動で使用された場合は無収となっております。

河崎平男副委員長 水道事業というのは有収水量が基本になるということです。つきましては市民の皆さんに情報発信をどのような形で啓発をされていますか。お聞きします。

岩佐水道事業管理者 市民に対する水道事業は何なのかというピーアールが足りないと思っています。それで御承知のように水道事業というのは装置産業です。いわゆる配水のタンクも管も全部、実は市民の財産で

す。市民の財産を水道局が管理して市民の皆様に安全な水を提供しているということなんです。皆さんの財産ですから子々孫々までこれを大事にしてくださいね、漏水があったら知らせてしてくださいねという啓蒙が足りないと思っております。それで、今年から水道週間のときに水道展をやろうと思っています。水道事業は水商売です。つまり、お客さんに水を買っていただいて我々は成り立っていますから。今後皆さんのおかげで水道局は成り立っているということ。それから水道のいろんな資産は皆さん方のものですよということ。投資しなければ子々孫々まで水が提供できませんよというピーアールが今まで足りなかった。これからはいろんな機会でピーアールをやっていこうという姿勢があります。以上です。

大井淳一郎委員 当然市民にそのような啓蒙をしていくのは必要だと思いません。水道局側の計画的にそういった老朽管の更新をしていくことでございしますが、これは全般的に言えることかもしれないですが、えてして壊れてから直すという自暴全的な考え方が先行してくる。やはり事前的に壊れる前に直していくという考え方に移行していくべきだと思います。そのような長寿命化といった方針がきちんと実際定まっているようで定まっていないような印象を受けるんですが、そのあたりについての見解はどうでしょうか。

岩佐水道事業管理者 実は私水道局でびっくりしたんです。民間でしたら、一番最初に事業計画、財政計画をつくります。そして資産管理をやります。つまり、この施設は何年もつのか、この期間どれだけこの施設をもたせるため修繕が必要かをあらかじめ試算して事業をたてていきます。そうしませんと銀行からお金を借りることができません。ところが今頃になって厚生省のほうアセットマネジメントをなささい。これは後追いになります。これは下水も必ず起こります。下水は普及率が半分ですが、片方では施設の改良をしなければいけない。まだ50%足らずですが資本をどんどん投入していかなければならない。大

井委員がおっしゃるとおりです。今おくれております。これをやらないと大変なことになるという自覚を持っていますので、時間がかかりますが、しばらくお待ちください。

原田水道局総務課長 事業管理者の補足説明になりますが、今現在水道局のほうでは、アセットマネジメントの委員会を立ち上げて取り組みを始めております。一応、平成27年度末までにこのアセットマネジメントの資料の取りまとめをしたいと考えておりました、これをもとに平成30年度からの第二次総合計画にはこれを反映した計画をつくりたいと考えております。

松尾数則委員長 よろしいですか。それでは、以上で質疑を終わり、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第9号平成25年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について、賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第9号は、原案どおり可決すべきものと決しました。続けて第10号に入ります。次に、議案第10号平成25年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について審査をいたします。それでは、執行部からの説明をお願いいたします。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 それでは、議案第10号平成25年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）の概要について御説明いたします。補正予算書では30ページ以降でございますけれども、特にB4の資料では4ページの上段2項になります。これも後で原田課長のほうからゆくりと行ったり来たりしますけれども説明させていただきます。今回の補正は、職員給与等の諸経費について、決算を見込んでの調整するも

のであります。まず、収益的収支の収入であります。他会計負担金を減額する一方、退職給与引当金戻入益を増額しております。支出については、職員給与費の減額と減価償却費及び消費税の増額を計上しております。結果税処理後の当年度純利益として1,300万円余りを見込んでおります。次に資本的収支についてですが、収入、支出とも補正はありませんが、差し引き収支不足額については、損益勘定留保資金に加え、積立金を取り崩して補填する予定といたしております。なお、詳細につきましては、総務課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

原田水道局総務課長 それでは上水と同様に補正予算書に沿いながら、同時進行でお配りしておりますB4の資料も御参照ください。まずは、補正予算書30ページをごらんください。30ページの第2条収益的収支ですが、収入合計は103万2,000円増の2億9,164万1,000円、支出合計が105万6,000円増の2億7,750万円としております。これら収支内訳につきましては、B4資料の3ページの表をごらんください。収入のうち他会計負担金につきましては退職金一般会計負担金の減です。引当金戻入益は退職給与引当金の戻入でございます。ちなみに、平成26年度からの新会計制度では、引当金を退職金原資として使う場合は、このような戻入経理を行わないで、貸借対照表上で相殺し、残額を支出予算に計上することとなります。続きまして支出ですが、職員の給料、手当、法定福利、退職金の減でございます。減額理由につきましては、上水と同様に給与カットの増率と人事異動等によるものでございます。詳細は補正予算書36から37ページの給与明細書に記載しておりますので、お読み取りください。減価償却費及び消費税は決算見込みで、増額しております。以上により、税処理後の損益は、補正予算書38ページ以降の損益計算書のとおりとなっております。1枚めくっていただきまして、39ページでございますが、下から3行目の当年度純利益は1,301万1,000円といたしまして、同額が当年度未処分利益剰余金となります。B4資料では4ページ2項に損益の当初比較を記



載しておりますので、お読み取りください。続きまして、補正予算書 31 ページ第 3 条資本的収入及び支出でございます。資本的収支ですが、予算額につきましては補正はありませんが、差し引き収支不足額 9, 730 万 2, 000 円の補填といたしましては、損益勘定留保資金に加え、減債及び建設改良積立金を合計 5, 925 万 2, 000 円取り崩して対応いたします。以上の予算執行による結果が、補正予算書 40 ページ以降の貸借対照表に記載されております。続きまして 1 枚めくっていただきまして 42 ページの 3 項、固定負債、各引当金残高を記載しております。退職給与引当金は、上水とは異なり決算見込み額の 8, 347 万 6, 000 円は期末所要額を満たしております。補正予算書 42 ページの 5 項の資本金をごらんください。(2) 借入資本金の企業債ですが、前年度決算 2 億 9, 074 万 3, 000 円から新規借入はしておりませんので、今年度償還分を除いた 2 億 7, 058 万 2, 000 円となっております。補正予算書 43 ページの 6 項、剰余金の欄でございます。剰余金の(2) 利益剰余金には、各種積立金の残高を記載しております。なお、各引当金積立金の変動は B 4 資料の 4 ページ 3 項の表をごらんください。引当金では、退職給与引当金を支給原資としまして 475 万 3, 000 円取り崩しました。積立金では、建設改良積立金の増加分 2, 407 万 4, 000 円は前年度決算議会での利益処分議決によるものです。このほか資本的収支不足への補填財源として減債、建設改良積立金を取り崩しております。次に補正予算書に戻りまして、31 ページをごらんください。第 4 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として第 4 条流用禁止経費の変更を載せております。以上、簡単ではございますが、工業用水道の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明は終わりました。質疑に入ります。質疑のある委員の方は挙手をお願いします。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 工業用水においてもやはり先ほどと同じで収益にならない配

水の量というのをどれくらいか教えていただけますか。パーセント提示で結構です。

原田水道局総務課長 工業用水につきましては無収水量というのは計測できない状況になっております。と言いますのは、送り出し側の浄水場側のほうにメーターをつけておりまして企業側のほうにメーターがついておりませんので、その送り出し側の水量をもって給水量としております関係で、無収水量がもしあった場合には把握できないという状況になっております。ただし、企業側のほうも何らかの形で受水される水量は把握されておられまして、何らかの異常があった場合に連絡が入るようになっております。今のところ、そういった事態が特別見られませんので、それについてはないものというふうに考えております。それから契約水量につきまして御説明させていただきます。まず、山陽小野田市の工業用水道につきましては、市内の3社の企業のほうに給水をさせていただいております。これは今市内の3社と申し上げましたけれども、旧小野田地区にあります企業が対象となりますが、田辺三菱製薬工場株式会社に日量で1万4,400立方メートル給水をしております。日産化学工業株式会社には日量で5,500立方メートル。西部石油株式会社に日量で4,800立方メートルの給水をしております。以上でございます。

松尾数則委員長 よろしいですか。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 今のメーターの件で送り出し側にあって業者の受ける側にないのはお互い納得済みということで解釈していいわけですね。

原田水道局総務課長 そうです。

長谷川知司委員 はいわかりました。

中島好人委員 ページ数で言えば39ページになりますが、単年度純利益が1,

300万円ですが、この単年度利益というか、その辺では予算では余り組まずにこういう補正なり決算の中で組み込まれて上げていく形になるのでしょうか。予算の中で単年度利益というのは上げられないのですか。見込みとしてはどうだったのか。そういう関係ではどういうふうに見たらいいんですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 資料で言いますと4ページの一番上2番の表です。損益計算書で既決予算と書いてありますが、それが平成25年度の当初予算額です。それでこのたびの補正で1,300万円余りになりましたので、損益の差額が252万円ほど上方に修正されているという補正になります。

中島好人委員 もう1点ですが、予算書の43ページの剰余金に当たりますけれども、寄附金が1億2,000万円余りありますが、この内容についてお聞きします。

岡水道局総務課主査兼財政係長 こちらの寄附金につきましては、工業用水道事業を行うときに企業のほうが持ち出しで管路等々を整備したものをうちのほうに寄附していただいたものがございます。そのほかその用地が必要だった分の購入費用であるとか、工業用水道事業を開設当初に外部から寄附を受けた金額という形になりますけれども、この貸借対照表上の剰余金につきましては、今現在現金の裏づけはありません。

中島好人委員 当時のあった、ずっと帳簿上残ったままになっているということですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 貸借対照表の性格上、向かって左手が資産になりますので、その裏づけとして一部寄附金が入っているという形になりますので、現金の裏づけがない場合には資産のほうに振りかわっているというふうな見方をしていただけたらと思っております。

杉本保喜委員 今のお話で確認ですが、いわゆる工場から工業用水をもらいたいというときに管、場所、そういうものを当然工場まで引いてもらうためには、必要なんです、その部分を寄附というような見方になっているということですか。

原田水道局総務課長 先ほど財政係長のほうから説明がありましたが、山陽小野田市の工業用水道事業の裏づけにつきましては工業用水道事業を開始するに当たりまして、その施設等につきましては全て企業側の寄附によるものという歴史がございます。今申しました3社、それぞれがそういう形で施設をつくられた後に水道局に寄附をされたという形をとっています。

杉本保喜委員 ということは途中の整備というものは全て工場側がこれからも見ていくという考えでいいんですか。

原田水道局総務課長 寄附を受けました関係上、もうこちらの水道局の資産ということになっておりますので、資産の維持管理につきましては工業用水道の料金収入によりまして水道局がしていくことになっております。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありますか。それでは、以上で質疑を打ち切りたいと思います。それでは、討論、採決に入ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論がなければ、採決に入ります。議案第10号平成25年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について、賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第10号は、原案どおり可決すべきものと決しました。以上で水道関係の議案の審査は終わります。ここで職員の入替えを行いますので、15分まで休憩したいと思います。

---

午前 1 1 時 3 分休憩

---

---

午前 1 1 時 1 5 分再開

---

松尾数則委員長 それでは委員会を再開いたします。次は議案第 5 号平成 2 5 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について、執行部からの説明を求めます。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長 それでは、議案第 5 号平成 2 5 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について御説明させていただきます。今回の補正の主なものは、歳入につきましては、受益者負担金の収入減による 6 0 万円の減額、下水道使用料等の収入増による 1 5 0 万円の増額、諸収入の 1, 4 5 0 万 3, 0 0 0 円の減額、財産収入の 6 1 4 万 9, 0 0 0 円の増額、歳出につきましては、下水道事業費 1, 4 7 7 万円の減額、地方債利子償還金 1, 0 0 0 万円の減額を計上いたしております。したがって、歳入歳出ともに、2, 4 7 7 万円を減額し、補正後の予算総額を 2 8 億 1, 0 4 1 万 1, 0 0 0 円とするものです。なお、繰越明許費につきましては、埴生第 3 汚水幹線管敷設工事等、総額 5 億 1 9 8 万 7, 0 0 0 円を平成 2 6 年度に繰り越すことといたしました。詳細につきましては、まず歳出から御説明いたします。1 0 ページ、1 1 ページをごらんください。1 款下水道事業費 1 項下水道事業費 1 目下水道事業一般管理費 1 9 節負担金、補助及び交付金システム開発負担金 4 0 万 1, 0 0 0 円の増額につきましては、消費税率改定に伴いまして料金システム改修の経費を計上いたしております。2 目施設管理費 1 1 節需用費修繕料 3 4 3 万円の増額につきましては、マンホールふたの修繕、山陽水処理センター水処理棟コントローラ及び無停電装置修繕、水処理設備圧力給水装置の修繕、小野田水処理センター NO. 1 原水流入管修繕、グラインダーポンプ等の修繕が必要になりましたので、それに係る経費を計上いたしております。4 目下水道建設費 1 5 節工事請負費 1, 8 6

0万1,000円の減額につきましては、桜川改修に伴う下水道管の移設が、詳細設計の結果、当初計画しておりました工法に比べてより安価な工法で実施可能と判定されましたため、その不用額を減額計上いたしております。2款公債費1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料地方債利子1,000万円の減額につきましては、当初予定に比べ地方債の利率が下がったことによる地方債利子の減額分を計上いたしております。次に歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道負担金1節現年度分現年度負担金60万円の減額につきましては、当初の年度内の歳入が見込めないため、減額計上いたしております。2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料1節現年度分使用料150万円の増額は、当初予定に比べて、使用水量の増加等がありまして、年度内の増収が見込めるため、これを計上いたしております。4款繰入金1項一般会計繰入金1目下水道事業費繰入金1節下水道事業費繰入金1,731万6,000円の減額につきましては、総事業費から負担金、使用料、国庫支出金、繰越金、市債及び財産収入を差し引いた金額を計上いたしております。6款諸収入4項雑入1目雑入1節雑入工事等負担金1,450万3,000円の減額は、先ほど申しましたが、桜川改修工事に伴います下水道管の移設補償額が工法変更によりまして減額になりましたのでこれを計上いたしております。8款財産収入1項財産売払収入1目財産売払収入1節財産売払収入614万9,000円の増額につきましては平成24年度水処理センターの工事におきましてスクラップが発生しておりましてそれを処分した費用を計上いたしております。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。歳入と歳出あわせて委員の方の質疑を受けたいと思います。どなたか質疑のある方はいらっしゃいませんか。はい中島委員。

中島好人委員 説明のあった歳出ですが、システム開発負担金は消費税率改定

に伴うものと言われましたが、この財源内訳を見ると全部一般財源ですが、この消費税分は後からでも国のほうから補填というのはあるものですか。

谷岡下水道課長 これはシステムの改修に伴うお金でございまして、国からの補助等はございません。

中島好人委員 消費税が5%から8%になることによってそのためのシステム改善する質とは違うものですか。

谷岡下水道課長 おっしゃるとおり消費税が5%から8%になるためにシステム改修する費用でございます。国の補助はございません。

中島好人委員 引き続き修繕がいろいろ箇所を上げて343万円あるわけですが、これは要するに故障したから修繕したいというものなのか、それとも修繕計画に基づく修繕というのはこの中に含まれているのか。またそういった方向というのは検討されているのかどうか。

谷岡下水道課長 今回計上させていただいております分については、壊れたから修繕するものでございます。今御指摘の修繕計画というのはいわゆる長寿命化計画のことではないかというふうに思いますが、これにつきましては小野田水処理センターについては昨年度と今年度2カ年で長寿命化計画のほうを策定しておりまして、それに基づいた形での改修、更新をやっていく予定にしておりますが、細かな修繕につきましては、この改修、更新とは別に市のほうで維持管理をしていく上で必要になろうかと思っておりますので、修繕計画とは違ったところで壊れたものは直していくというような修繕は常について回るというふうに認識しております。

大井淳一郎委員 下水道建設費の工事請負費です。工法が変わって安くなった

ということですが、その辺を詳しく説明していただけますか。

谷岡下水道課長 これにつきましては県のほうの桜川改修工事がありまして下水道管が河川を広げられるということで今のところではいけないので下水道管を移設するというので計画しておりまして、当初私どものほうで大体これくらいかかるであろうということで設計をしておりまして。見積もっておったところですが、詳細に設計をしましたところもっと安い工法でもできることがわかりましたので、その分減額計上させていただいております。もともと市のほうでこれだったら確実にできるという過去の実績をもとにした工法を選んでおったんですけれども、実際に詳しく調査しますともっと安い工法もあるということで、そちらのほうに変更いたしております。

大井淳一郎委員 確認ですが、当然安い工法にこしたことはないんですが、それによって安全性とかその辺が悪影響及んではいけないと思いますが、その辺は問題ないと思ってよろしいでしょうか。

谷岡下水道課長 安全確実にできる工法を選定しております。

松尾数則委員長 安全にできる工法が別にあるなら当初から頭の中に入れてもらいたいという気がするんですが・・・。「(「そういうのではない」と呼ぶ者あり) もうちょっとしっかりしてくれということをお願いしたかったんです。はい中島委員。

中島好人委員 今度は歳入のほうですが、負担金60万円収入が見込めないとありますが、件数とかその中身の状況についてわかりましたら教えていただきたいですが・・・。

谷岡下水道課長 申しわけありません。今件数は把握しておりませんが、基本的には受益者負担金でございますから、5年分ですね。大体負担金は年



4回の5期で20回払いということで負担金がかかっていきますので、当初私どものほうは20分の4ですね、1年分が入っていくという計上をさせていただいておりますけれども、まとめて払っていただく方もあれば、ちょっとおくらしている方もいらっしゃるということで、当初予定とは若干差が出ている状況でございます。

大井淳一郎委員 繰入金のことについてお尋ねしたいんですけれども、下水道建設費繰入金というのは先ほどの工事請負費の減額に伴うものですが、下水道事業費繰入金が大分減額になっていますが、下水道事業費が十分計画どおりにうまくいかなかったのかなと思います、その減額の理由について説明していただきたいと思います。

谷岡下水道課長 結局下水道事業繰入金は全部の相殺になりますので、下水道の工事自体は当初予定どおり行っておりますが、その他の収入等があったり、なかったりの中でのトータルで全体としてこれだけ減ったということでございます。

松尾数則委員長 先ほどの中島委員が言われた負担金の件数について資料があれば後で結構ですのでお願いします。

谷岡下水道課長 わかりました。後で用意させていただきます。

長谷川知司委員 繰越金が5億何ぼございます。工事費のほうを見ますと全体で8億何ぼということで、これだけの繰り越しが出るということは国のほうの調整が遅かったからと考えていいですか。

谷岡下水道課長 国のほうの調整が遅かったということでは特にございせんが、下水道に限らず今は全ての事業がなかなか思うように進んでいない状況でございます。材料がなかったり、施工する機械がなかったり、今はそれぞれ型枠工を取り合ったりというような形で、人も機械も物も足

りていない。国自体が全体的に需要が過多になっている状況でございます。なかなか事業が思うように進捗していないというのが理由の1つになろうかと思えます。あとなかなか発注が思うようにいかないという状況もありましてそれをひっくるめまして繰り越しがふえている状況でございます。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありますか。それでは、以上で質疑を打ち切りたいと思えます。それでは、討論、採決に入ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第5号平成25年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について、賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第5号は、原案どおり可決すべきものと決しました。それでは、次に議案第6号平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長 それでは、議案第6号について御説明いたします。議案第6号は、平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は決算を見込みまして、歳入予算の補正を行ったもので、使用料、繰入金、市債を予定調整し、歳入予算の総額を8,701万2,000円とするものでございます。詳細につきまして、御説明いたします。4ページ、5ページをごらんください。1款使用料及び手数料1項使用料1目農業集落排水使用料1節現年度分使用料60万円は当初予定しておりました年度内の歳入が見込めないため、減額計上するものでございます。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金70万円につきましては、使用料と市債の減額分を補うものでございます。5款市債1項市債1目農業集

落排水事業債1節資本費平準化債10万円は、前年度の実績水量より水量が増加したため、資本費平準化債が減となり、その減額分を計上するものです。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則委員長　それで資本費平準化債について説明をしてもらえませんか。どういったものがあるか。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長　基本的には下水道と同じで農業集落排水事業につきましても基本的には、当初に施設をつくるに当たって大きなお金がかかるということでございますので、その分の事業費につきまして起債でございますから、お金を借りることができるということでございます。事業費を後年度に後回ししようということになります。基本的には平準化でございますから事業費を按分して平準化して行って、当初の負担を減らしていこうとする事業でございます。これにつきましては、処理場の処理能力に応じて借りられるようになっておりまして、能力がたくさん残っておればその分平準化債もたくさん借りられるということで、使用水量がだんだんふえて行って処理場の能力が残りが減っていけば借りられる平準化債もだんだん減っていくということになります。今回も水量が若干ふえたために平準化債が10万円ほど借りられなくなったということでございます。

松尾数則委員長　執行部の説明が終わりました。質疑のある委員の方は挙手をお願いします。はい中島委員。

中島好人委員　同じく今の歳入のところで使用料60万円減額になっているが、この件数とか中身についてわかりませんか。

谷岡下水道課長　これにつきましては農業集落排水のほうでございますので、純粋に使用水量が減ったということで収入が減っております。平成24年度1月の調定件数が619件。平成25年度が618件で、1件減っ

ております。件数的には1件ですけれども、実際には使用水量でございますから、水量が減ったということで節水の傾向があるのかなということで、特に私どものほうで何か兆候があるというのはつかんでおりません。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありますか。それでは、以上で質疑を打ち切りたいと思います。それでは、討論、採決に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第6号平成25年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第6号は、原案どおり可決すべきものと決しました。下水道関係の議案審査はこれで終わります。次に議案第14号市道路線の変更についてですが、議案第14号と議案第13号は市道路線に関する内容の議案ですので、執行部から一括して説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。はい森課長。

森土木課長 それでは議案第14号市道路線の変更についての説明をさせていただきます。今回、市道路線の変更を行う3路線は、有帆地区の県道宇部船木線の交差点改良工事及び国道190号の4車線化工事に伴って市道路線の起点に移動が生じるもので、それぞれ道路法第10条第2項の規定に基づき変更を行うものです。それぞれの路線について説明します。図面1枚目をごらんください。市道片山線については、県道宇部船木線の交差点改良工事に伴いまして、県道との接続位置を宇部駅方面に移動する必要が生じました。そのため、県道工事区間を含む548メートルを廃止し、工事中のバイパス道路約410メートルに振りかえて認定するものです。次に、2枚目をごらんください。市道片山梅田線については、新たな市道片山線までのバイパス道路約139メートルを延伸し、

認定するものです。次に3枚目をごらんください。市道千代町高砂線については、国道190号の4車線化工事に伴い千代町レークタウン方面から国道への接続位置を宇部方面へ移動し、右折レーンのある安全な交差点に改良する必要が生じたため、国道を含めたバイパス道路約106メートルを延伸し認定するものです。続きまして、議案第13号市道路線の認定についてを御説明いたします。次のページの図面をごらんください。市道片山地方線については、議案第14号で説明しました市道片山線の廃止する548メートルのうち、県道工事区間を除く約520メートルを新たな市道として、道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものです。以上で説明を終わります。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。ちょっとわかりづらいんですが、図面の線が大きいから道が大きいという意味ではないですよ。はい森課長。

森土木課長 図面で線が太いのはやはり広い道になっています。

松尾数則委員長 討論、採決は別々に行いますが、質疑は14号と13号、一緒に受けたいと思います。はい中島委員。

中島好人委員 説明によると市道片山線の一部を廃止して新たに市道片山地方線を認定するとありますけれども、ここに太い線が新たに市道として認定されてこちらの細い上にある部分が廃止されるということですか。

松尾数則委員長 中島委員、ページ数を言ってください。14号参考資料とか言ってもらわないと……。はい森課長。

森土木課長 市道片山線につきましては、この区間から有帆新町方面に向かってずっと片山線という市道名でした。今回の廃止するほうについては通常通行する道ではなくなりますので、片山線をメインの通りへ新たに振

りかえて、狭い生活道路になるところについては新たな市道名をつけさせていただきました。

杉本保喜委員　そうすると議案第13号参考資料の市道片山地方線（新規）、それから議案第14号参考資料の市道片山線（廃止）と書いてありますよね。14号のほうがこれからの形になるということですか。

森土木課長　道路自体は変わっておりませんが、唯一違うのは今短くなった部分が県道交差点改良の区間で今工事中の区間は既に通れる道ではありません。実際に通れる道を改めて市道とするということで、通る道自体は従来の片山線と全く同じものでございます。

中島好人委員　新規の市道片山地方線と今度の市道片山線というのができるのはわかりましたけれども、ここの点線の部分の中身について説明してください。

森土木課長　一枚の図面に全ての路線を書くとなかなかわかりづらいと思い図面を分けた関係で、関連する路線を点線で一緒に示しているということです。

中島好人委員　関連して議案第13号参考資料で、点線で上に伸びているところがありますけれども、ここは学校の通学路になっていて以前からこの拡張の要望等も出てきているところですが、この辺とここの点線部分との兼ね合いというか、今後の計画はどうでしょうか。

森土木課長　片山梅田線の拡幅については平成16年ぐらいから地元から要望があって計画をもっております。ただ、県道交差点改良工事に伴ってのバイパス道路を優先する関係上、こちらを先にしましたが、引き続き交通安全の位置づけで通学路の安全対策はしていきたいと考えております。

松尾数則委員長 よろしいですか。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 市道千代町高砂線ですが、位置を変えられるのはいいんですが、現在国道のほうがラッシュのとき渋滞しますので小野山に入るところ、それから今回のところ、それから労災病院のところ、信号が結構出てくるのではないなかとと思いますが、その処理は国のほうでもラッシュがこれ以上混雑しないように考えていらっしゃると思うんですが、そのところ市としては要望されているのかどうかお尋ねいたします。

森土木課長 今、国の計画で最終決定ではないんですが、市道千代町高砂線のところ、右折レーンがつくことで渋滞を解消し、それから小野山の入り口についても今の予定では右折レーンが設置されるというふうに聞いております。労災の入り口については従来どおり右折レーンがありますが、そこまでを4車線にしてその先絞り込むのか、その前で絞り込むのかは、今検討されている最中です。

長谷川知司委員 信号がふえますので、それが宇部市役所前では一斉に信号が赤になったりして信号が連動するようになっていきます。なるべく渋滞が起きないように信号処理をお願いしたいと思いますので、それを市からも国のほうへ当然言っていただけたらと思います。要望です。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありますか。それでは、以上で質疑を打ち切りたいと思います。それでは、討論、採決に入ります。議案第14号について討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第14号市道路線の変更について賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第14号は、原案どおり可決す

べきものと決しました。それでは議案第13号につきまして、討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第13号市道路線の認定について賛成される委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。議案第13号は、原案どおり可決すべきものと決しました。本日はどうもありがとうございました。これで終わります。お疲れさまでした。

（執行部退場）

松尾数則委員長 それでは続けて陳情書の審査に入りたいと思います。陳情書の取り扱いについて、基本的には請願書と同じように扱うという内容になると思ったんですが、事務局のほうからどういう取り扱いになるのか説明いただけると……。はい事務局長。

古川議会事務局長 請願書につきましては紹介議員がいらして、請願人からの意見を聞いて採択の議決が必要となりますが、陳情書につきましてはそこまでの拘束がございません。この内容を見ていただいて議員の方々でこの要請書をどのように取り扱うかを論議されたらよろしいかというふうに考えます。

松尾数則委員長 今事務局のほうから陳情書についての説明を受けましたが、この内容を読んできていただいておりますけれども、どのような取り扱いにいたしましょうか。はい中島委員。

中島好人委員 事務局になるかもわかりませんが、この要請書がどのような形で届けられたのか。また、要請者のほうから何か電話なりお願い等そう



いうものがあつたのか。その辺の経緯についてお尋ねしたい。

古川議会事務局長 この要請書につきましては2月12日の受け付けとなっておりますが、これを持って来られる数日前に山口県連合会の本市の地協の方が来られまして議長と私が受けました。正式な文書ではないんですけれども、これのひな形といいますか。これの前段となるものを議長のほうに説明がございまして、要請書を出したい。それについてはどういうふうな形で要請書を出したら議会のほうで審議されるのかという相談がございまして、これはまだ100%ではないんですが、90%くらいで持って来られました。議長のほうでこういう形で出されたら議会としては担当の委員会のほうでそれなりの取り扱いをしますという回答をいたしております。それで12日に持って来られましたので、私どもがその辺を説明していたしましたので、そういう経緯で郵送ではなしにちゃんと手渡し、議長に接見されてその辺の意思なりを持っておられるということでございます。もし、どのようなやりとりかと言えば私より議長のほうから、その辺受けていらっしゃるの、もし補足説明があれば直接議長のほうに聞いてください。経緯は今申し述べたとおりでございます。

尾山信義議長 今局長が申したとおりでございますけれども、この中身は小野田の地協の事務局長が来られて説明をされて、この内容について山陽小野田市議会として意見書を提出できる形で改良されても結構ですので、どうぞ意見書の採択をお願いしますということでございました。

松尾数則委員長 今までの説明の中でちょっとこれに関する熱が冷めたところがございまして。はい中島委員。

中島好人委員 ということになりますと私は意見書を上げるべきだというふうに思います。こうして議長にも面談して趣旨なんかも説明されてきておるといふ点では何らかの形で意見書を国に上げるべきだと私は思います。

杉本保喜委員 今ひそかに話題になっているというか、まだ表だって政府はどのように動くとかという段階までには言ってないですよ。だから、中身がどのような方向にいくというか吟味して、やはり我々がしっかり見た上で意見書を出すべきではないかなと思います。確かに私は限定正社員というのは反対ですけど、その解雇の金銭解決制度というのが具体的にどういう形を向こうが考えているのか。いわゆる今の労基法レベル以上に突っ込んで使用者側に立った形で改定していくのかというようなこと等も我々はしっかり勉強した上で意見書というものを提出しないと。これだけで提出しましょうというのは余りにも軽いのではないかなと思います。もっと我々は勉強会なりを開いて現状と我々の認識というものをしっかり勉強した上で意見書を出しても遅くないのではないかなと思います。

中島好人委員 請願でしたら、継続審査というのがありますが、要望書について継続して審査というのには余り聞かない話ですが・・・。

大井淳一郎委員 事実上今までも皆さんの中で実質上お含みいただきたいということでございます。今言われるように意見書の採択をすべきかどうかあるいはこのまま出すかどうかやはり委員会としての意思も必要だと思います。その辺の時間は要るかなと思いますので、調査研究すべきではないかと思っております。3月に出すとかではなくて。

松尾数則委員長 これは他市の状況はどうなっていますか。

古川議会事務局長 来られたときにはよそも同じような形と聞いておりますが、これについては他市13市の議会事務局に確認しておりませんので、その確認をしたいと思っておりますし、今大井委員さんも杉本委員さんも言われましたようにこれをどのようにするか。この3月の最終日までに取り扱いについてどのようにされるか決めればいいことですし、また委員会を開かれましてそのときまでに「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカ

ラー・イグゼンプション」多分皆さんも新聞ではさっと読まれたことがあろうかと思いますが、その辺のところについても語句の説明なり、先ほど水道の話ではないですが、語句の説明、その辺の理解も必要であろうかと思しますので、まだ1カ月ありますので、その中でということで……。また改めて委員会で審議したほうがいいと思います。

松尾数則委員長 基本的には持ち越しということでもいいのでしょうか。

古川議会事務局長 するしないは別として先ほど杉本委員さんが言われましたように理解を深められた上で右にするか左にするかされたほうがいいと思います。私どももこれについては（「事務局で調べて」と呼ぶ者あり）はい委員長の仰せのとおり調べておきます。

松尾数則委員長 この議案につきましては延期ということで委員会はこれで終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

午後0時7分散会

---

平成26年2月26日

産業建設常任委員会委員長 松 尾 数 則